

○おおい町うみんぴあ大飯マリーナの管理運営に関する規則

平成18年12月20日  
規則第132号

(趣旨)

第1条 この規則は、[おおい町うみんぴあ大飯マリーナの設置及び管理に関する条例\(平成18年おおい町条例第170号。以下「条例」という。\)](#)第10条の規定に基づき、おおい町うみんぴあ大飯マリーナ(以下「マリーナ」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 マリーナの休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 町長又は指定管理者は、業務運営上必要と認めるときは、[前項](#)の規定にかかわらず休業日を変更することができる。この場合において、指定管理者が休業日を変更するときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

(利用時間)

第3条 マリーナの利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、[条例第3条第3号、第4号及び第6号](#)の施設は、午前8時から午後8時までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て[前項](#)の利用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第4条 [条例第5条](#)の規定により、[条例第3条第1号、第2号及び第5号](#)に掲げる施設を利用しようとする者は、利用する日の20日前までに指定管理者が定める利用申込書を、指定管理者に提出し、承認を得なければならない。ただし、指定管理者が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

(特別設備の設置)

第5条 利用者は、マリーナの利用にあたって、特別の設備、器具その他の工作物を設置し、又は利用する施設の原状を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 [前項](#)の承認を受けた者は、その利用を終えたときは、原状に復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第6条 利用者は、承認を受けた利用目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第7条 指定管理者は、利用を承認した後であっても、本町において公益上使用を必要とするに至ったとき、又は利用の申込み内容に虚偽があった場合は、利用承認を取消し、又は利用方法の変更を命ずることができる。

(権利者の遵守事項)

第8条 マリーナを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定管理者の指示及び命令に従うこと。
- (2) マリーナにおける秩序の保持及び保全に万全を期すること。
- (3) マリーナを利用した後は、直ちに整理及び整頓をすること。

(報告の義務)

第9条 指定管理者は、マリーナにおいて[次の各号](#)のいずれかに該当する事由が生じた場合は、直ちに町長に報告しなければならない。

- (1) 火災、盗難、その他の非常災害があったとき。
- (2) 施設及び設備の一部又は全部が損傷し、若しくは滅失したとき。
- (3) その他町長が指示した事項

(弁償)

第10条 利用者がマリーナの施設等をき損又は滅失した場合は、損害額の実費を弁償しなければならない。

(事故の責任)

第11条 町及び指定管理者は、利用する者の不注意又は不可抗力により生じた事故については、

その責を負わない。

(利用料金の減免)

第12条 [条例第6条第4項](#)の規定による利用料金の減免を受けようとするときは、[様式第1号](#)によるおおい町うみんぴあ大飯マリーナ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、[前項](#)に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上その適否を決定し、[様式第2号](#)によるおおい町うみんぴあ大飯マリーナ利用料金減免決定通知書により、当該利用者に通知する。

(その他)

第13条 [この規則](#)に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

[この規則](#)は、平成19年1月1日から施行する。

[様式第1号\(第12条関係\)](#)

様式第1号(第12条関係)

年 月 日

指定管理者

様

住所  
申請者  
氏名



おおい町うみんぴあ大飯マリーナ利用料金減免申請書

おおい町うみんぴあ大飯マリーナの管理運営に関する規則第12条第1項の規定により、下記事由により利用料金の減免を申請します。

利 用 目 的				
利 用 施 設 及 び 利 用 日 時	利 用 施 設	利 用 日 時		
		月	日	： ～ ：
減 免 理 由				
*減 免 欄	規定利用料金	減免割合	減免額	減免後の金額
	円	%	円	円

\*は記入しないでください。

[様式第2号\(第12条関係\)](#)

様式第2号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

指定管理者



おおい町うみんぴあ大飯マリーナ利用料金減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった利用料金の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

利 用 目 的				
利 用 施 設 及 び 利 用 日 時	利 用 施 設	利 用 日 時		
		月 日 : ~ :		
減 免 理 由				
減 免 欄	規定利用料金	減免割合	減免額	減免後の金額
	円	%	円	円